

【建設発生土の官民有効利用マッチング】

Q & A

1. 会社の登録（ID）について

Q 1 : ID は、会社で一つしか取得できないのか。

A 1 : 各社の状況に応じて、部門単位や支社単位などでID を取得することも可能です。

Q 2 : 一つのID で複数のユーザーがシステムを利用できるのか。

A 2 : 一つのID で、複数のユーザーが同時にログインし、利用することも可能です。

Q 3 : 土の搬出・搬入、処分を下請けの土工業者に一括して任せた場合、下請けの会社登録は可能か。

A 3 : 会社登録は、公共工事入札参加資格保有者または開発許可等取得者、建築確認申請取得者、建設業許可業者かつ官民マッチング対象工事契約済み者に限ります。（運用マニュアル（案）P6）

2. 工事情報の登録者について

Q 1 : 会社の登録を行うと、全ての工事情報を登録しなければならないのか。

A 1 : 全ての工事情報を登録する必要はありません。官民マッチングを利用したい工事のみで結構です。

Q 2 : 工事情報を登録する者は、会社登録時の担当者なのか。

A 2 : 事務局へ工事情報を登録する方は、どなたでも結構です。

Q 3 : 工事情報を登録する者は、現場担当者でもよいのか。

A 3 : 事務局へ工事情報登録する方は、どなたでも結構です。

Q 4 : 工事情報の調整をする担当者は誰を記載すればよいのか。

(民間工事土量情報提出表の「担当者名」は誰を記載すればよいのか。)

A 4 : 担当者は、相手方との調整が円滑に行える方を記入して下さい。

3 . 登録対象工事の条件等について

Q 1 : 工事情報を登録する際の対象土量は、何m³ から登録可能か。

A 1 : 対象土量の制限はありません。

Q 2 : 我が社の下請けの土工業者が工事情報を登録する場合、我が社とは無関係な会社の工事情報も登録できるのか。

A 2 : 運用マニュアル(案)に記載の対象者登録基準を満たして登録された会社は、官民マッチング対象工事に関する工事情報であれば登録可能です。

Q 3 : 有害物質を含有した土砂も、工事情報の登録はされることがあるのか。

A 3 : 官民マッチングでは、有害物質を含有した土砂は対象と考えていませんが、必要に応じて、相手方と具体的な条件について調整を行う際に、土質試験結果などをご確認下さい。

Q 4 : 土工業者やリサイクルプラントなどを通じて工事間利用を行っていた土砂も、官民マッチングを行った方が良いのか。

A 4 : 本システムは、これまで行っている工事間利用を移行するものではありません。お役に立つ範囲でご利用下さい。

Q 5 : 施工スペースや工期に制限があり、工事間利用が困難な現場についても、官民マッチングを行った方が良いのか

A 5 : まずは、制限が少ないなど、工事間調整が容易な工事について、工事情報の登録をしていただければと考えています。

4 . 工事間利用時の費用・作業分担等

Q 1 : 土質試験費や有害物質試験費、運搬費は、搬出側、搬入側のどちらで負担するのか。

A 1 : 土質試験や有害物質試験等、工事間利用に伴う作業等の分担及びその費用負担については、搬出工事、搬入工事双方の協議により取り決めることが一般的です。協議結果等については、「協定書」などの文書で確認するようにして下さい。協定書の項目等は運用マニュアル（案）に掲載してありますので参考にして下さい。

Q 2 : 都市部などで、騒音などの住民対応が必要な工事では、土砂の運搬はどのようにすれば良いのか。

A 2 : どちらの工事のトラックで土砂を運搬するのかといった諸条件や、運搬する際の留意点などについては、双方において確認や調整をお願いします。

Q 3 : 官民マッチングを利用することで、土砂の処分費や購入費が当初の想定よりも安価となった場合、誰のコストメリットとなるのか。

A 3 : 公共工事では、官民マッチングにより搬出先、調達先が発注時から変更になった場合には、設計変更の対象となる旨、仕様書等に明記されていますので、発注者と協議する必要があります。
民間工事では、建設発生土の搬出先は「自由処分」が多く、「自由処分」の場合は設計変更しないと思われます。ただし、発注者によっては協議による場合もあるようですので、発注者にご確認下さい。

5 . その他

Q 1 : 公共工事の良質な建設発生土を民間に売却したい場合は、官民マッチングの対象とならないのか？また、売却する場合の手続きは？

A 1 : 運用マニュアル（案）P 7 に記載のとおり、官民マッチングでは、建設発生土の代金は無料としていますので、民間に売却する場合は、官民マッチングの対象となりません。

公共工事の建設発生土を民間に売却する場合の手続きについては、当該自治体の財政部署に相談して下さい。

なお、公共工事の建設発生土の搬出先については、次の①から④の順に検討することが必要です。

①売却、②売却できない場合は、公共間の工事間利用、③公共間工事間利用できない場合は、官民マッチング（公共と民間との工事間利用）、④官民マッチングできない場合は、運搬費と処理費の合計費用が最も安価で適正な建設発生土受入地（残土処分場）

また、これまでの建設発生土の売却事例では、公募入札方式、いわゆる「せり」方式を採用しています。「せり」方式では、建設現場内又は現場外の仮置場等に売却する建設発生土を堆積し、購入希望者（資格審査有）が土質性状等を確認した後に応札し、最も価格が高い業者に売却することになります。建設発生土を堆積する場所等の確保費用など売却に要する費用と予想される売却代金とを比較し、利潤が生じる場合に売却することが望ましいといえます。